

広島市条例第 30 号

令和 7 年 6 月 26 日

広島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を
改正する条例

広島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和 46 年広島
市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「緊急防災工事計画」を「緊急防災等工事計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。